

弁護団声明

(山口地裁岩国支部による不当決定を受けて)

2019年(平成31年)3月15日

伊方原発運転差止山口裁判弁護団

- 1 山口地裁岩国支部(小野瀬昭裁判長, 柴田大裁判官, 大畑朋寛裁判官)は, 本日, 住民ら(債権者ら)の申立てを却下し, 伊方原発3号機の運転を認める不当決定(以下「本件決定」という。)を出した。
- 2 本件決定は, 判断枠組みとして, 事業者に安全性の欠如について主張疎明を尽くすことを求めているが, その程度については, 「合理的」という曖昧な基準の下, 実質的に「一応安全」「辻褃が合っている」という程度のもので足りるとしており, 福島第一原発事故の教訓を踏みにじる不当なものとなっている。また, 債権者らの主張にほとんど答えておらず, その意味でも司法判断に値しない。

地震について、本件決定は佐田岬半島沿岸部に活断層が存在するとはいえないと判示しているものの、この判示は、四国電力の主張に沿う一つの学説の内部でつじつまがまっていることを理由に四電の主張のみを採用しているにすぎない。また、小松説を採用できないと判示している点も、科学についての判断を裁判所が行っているものであり、司法の役割を逸脱している。我々が繰り返し主張していたのは、いったん事故が起これば壊滅的な被害が生ずる原発については、安全サイドに立つべきであり、四電の主張に反する合理的な知見が存在する場合、それを十分に検討せねばならないということである。決して裁判所に学説の優劣を決せよということではなかった。

火山リスクについて、本件原発の運用期間中に検討対象火山が噴火する時期及び規模の的確な予測は困難であるという見解があることは認めつつ、巨大噴火をどのように考慮するかは、社会通念によらざるを得ないとし、原子力規制庁が昨年3月に公表したいわゆる「基本的な考え方」に依拠し、実質的に巨大噴火のリスクを無視する判断をした。原子力安全の基本は、「不確かな事柄については安全側に判断する」ということである。本決定は、この基本を全く理解しない、素人的な判断と言わざるを得ない。

避難計画について、本件決定は、屋内退避することや速やかに避難することは容易でないように思われると認定しているものの、自治体が対応できな

い場合は全国の実働組織による支援が実施されることとなっているという何ら具体性のない無責任な判断をしている。巨大地震によって家屋の倒壊や道路の寸断などが起き、死傷者が多数発生している状況で、原発至近でない債権者らの居住する30km圏外の島に、実働組織が、直ちに到着するとは考えられず、債権者らの生命、健康を切り捨てる判断といえる。

- 3 福島第一原発事故から8年経過したものの、放射性物質による被害は依然として続いている。避難指示がいまだに解除されていない地域は、原発から30km以上離れた地域にも広がり、7市町村にわたる。そのほとんどの地域は、放射線量が非常に高いレベルにあることから、バリケードなど物理的な防護措置を実施しなければならない帰還困難区域に指定されており、戻る見通しは立たない。避難指示が解除された地域でも、原発事故前の20倍もの放射性物質による汚染を許容する基準による避難指示解除のため、戻る人は少なく、存亡の危機に瀕している。また、今年に入って、11歳の少女の被ばく線量の推計結果が、甲状腺等価線量で100mSv程度にも及ぶことが報じられた。

山口県は、瀬戸内海を挟んで、伊方原発と向き合っている。県内で最も原発に近い地域は、原発から30km圏内に位置する。伊方原発からの放射性物質は、遮るもののない海をわたって容易に到達し、福島第一原発事故のような深刻な被害をもたらす恐れがある。

- 4 私たちは、本件決定に屈することなく、「放射能被害から山口県民の生命と暮らしを守る」という申立人らの思いが実現するよう、本訴も含めて、伊方原発3号機がとまるまで闘い続けることを宣言する。

以上